

平成29年

第 5 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成29年5月10日(水) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年5月10日(水) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 12名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員	3番	野中 京子
委員	番	
委員	5番	照井 秀美
委員	6番	白山 英昭
委員	番	
委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 2名

委員	4番	一ノ渡 重義
委員	7番	神谷 陽一
委員	番	
委員	番	

5. 現地調査報告 4名

推進委員	竹原 広実
推進委員	武士沢 隆悦
推進委員	工藤 哲子
推進委員	湊 舟廣

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第2号 使用貸借合意解約書の受理について
第4	議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5	議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第6	議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第22号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
追加日程第1	議案第23号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	遠山 潤造
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
10番新田委員から願います。

**【全員で農業委員会憲章を唱和する。】**

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第5回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
8番山田委員、9番沼邊委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第2号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【報告第2号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

報告第2号は、年金受給のため昭和61年4月から親子間で設定していた使用貸借について、今回、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知がありましたので、ご報告するものです。  
なお、今回合意解約した農地につきましては、本日ご審議いただく議案第20号の番号7において、一部分筆のうえ賃貸借権を設定したい旨申請されております。そちらの内容は、後ほどご説明致します。

議長

ただいまの報告について、ご質問のある方は挙手願います。

**【なしの声多数】**

議長

特に発言が無いようですので、報告第2号につきましては終了します。

議長

日程第4 議案第19号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【議案第19号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

今回の農地法第3条の許可申請は、売買による権利移転と新規就農に伴う権利移転の2つの案件となっております。

まず、番号10は売買による所有権移転です。譲渡人は本町出身者であり、譲受人とは同じ町内に住んでいたとのこと。現在、譲渡人は町外に在住しており、申請地を耕作出来ないため、売買を希望していたところ譲受人がこれに同意したものです。なお、下限面積等の許可基準に問題は無いものです。

次に、番号11、番号12及び番号13は、新規就農にあたり所有権移転及び使用貸借権の設定を行おうとするものです。譲受人は、現在、作業員として建設業に従事しておりますが、勤務先が代わったことなどを契機として農業を始めたいとのこと。番号11は、親戚が所有する譲受人の自宅に隣接した農地を売買により取得するのです。また、番号12は親戚から、番号13は知人から、それぞれ農地を借り受けようとするものです。今回の申請により、下限面積等の許可基準を満たすものです。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、武士沢推進委員から報告をお願いします。

武士沢推進委員

4月27日午前9時半から、私と竹原推進委員及び事務局とで当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号10は、譲渡人が農地を処分したいと考えて、以前からの知人である譲受人に売買の依頼をしたものです。

次に、番号11、12及び13についてですが、譲受人が農業を始めるため農地を取得するものです。

他の所有者の農地とは畔や段差があるため境もはっきりしており、問題は無いと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第19号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

日程第5 議案第20号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第20号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回の農地法第5条に係る許可申請は、売買による所有権移転2件と賃貸借権設定1件の計3件です。

番号4につきましては、譲受人は、現在、資材置き場を借用し事業経営しているとのことですが、今年中に返還することになっているため、新たな場所を探していたとのことです。仕事上で知り合あった譲渡人が売買に応じたものです。立地条件は、その他の第2種農地と判断されますが、申請地は耕作されておらず、北東側の隣接地について極一部分のみで農地利用されているものです。このため、この農地所有者から同意書を取得しており、周辺への影響にも配慮するなど一般基準についても問題は無いと思われま

す。次に、番号5及び番号6については、譲渡人夫婦それぞれが所有する申請地を、譲受人夫婦が共同で取得し自宅を建築しようとするものです。譲受人夫婦は、町外に通勤しているため、通勤に適した国道沿いの当該申請地を購入したいとのことです。立地条件としては、第3種農地と判断される他、申請地は一部が砂利敷きになっているなど農地として利用されていなかったものです。一般基準では、資金面、取得範囲等に問題は無い他、隣接する農地所有者からは同意書を取得しており、周辺への影響にも配慮されております。

最後に、番号7は農業機械の販売・メンテナンスを行う企業が、町内にある店舗(三戸営業所)を移転新築するため申請地に賃貸借権を設定しようとするものです。現在の店舗は敷地が狭く、整備工場や駐車場面積が不足しており、隣接地は拡張できない状況にあるため、移転先を探していたものです。立地条件としては第2種農地と判断されますが、国道の交差点に近く、交通の便が良い上、道路の向かい側にはJAの施設があるなど最適地と判断したとのことです。一般基準では、資金面、取得範囲等に問題は無い他、隣接する農地所有者からの了解も得ているとのことです。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、竹原推進委員から報告をお願いします。

竹原推進委員

4月27日午前9時から、私と武士沢推進委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号4の場所は、国道4号線沿いにある青森クボタ付近にある畑です。申請人は、自分が経営する塗装業で使用する塗料等を保管する場所を探しており、知人より譲り受けるものです。

次に番号5及び6ですが、場所は国道4号線沿いにあるアカガキ自動車商会付近にある畑です。申請人は一般住宅を新築するため、土地を取得し農地を転用したいとの事でした。

最後に番号7についてですが、場所は営農センターの道路向かい上田自動車整備工場に隣接する農地です。申請人は、現在営業している店舗が手狭であるため、申請地に事業所を新築移転したいとのことでした。

現地調査の結果、申請面積は適正で、境も段差や土留めなどがありはっきりしており、周辺農地の営農に支障を来す恐れもなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第20号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長	日程第6 議案21号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【議案第21号を議案書をもとに朗読】
事務局長	<p>本案は、農地中間管理機構との契約に係る農用地利用集積計画を審議・決定いただくものです。</p> <p>当該農地については、借受予定者がこれまでも相対により耕作しており、既存の借受農地とも連担しているため、今回、正式に中間管理機構を通じた利用権の設定をしようとするものです。なお、2筆以上のまとまった農地の貸し付けを行うため、機構集積協力金の対象となるものです。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p>
	【無しの声多数】
議長	<p>質疑を終結いたします。</p> <p>これより議案第21号を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なしの声多数】
議長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することに致します。
議長	日程第7 議案第22号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【議案第22号を議案書をもとに朗読】
事務局長	<p>本案は、町長からの整備計画変更に係る意見要請に応じ、農用地区域からの除外について審議いただくものです。</p> <p>申請内容としては、携帯電話基地局の設置にあたり、目的エリアをカバーする電波調査を行った結果、当該申請地が最適と判断されたため、設置に必要な12㎡を農用地区域から除外しようとするものです。本件については、認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に当たるため、農地法施行規則第29条第16号の規定により、農地法の規定上、転用許可は不要となっているうえ、事業の必要性も高く、除外面積を必要最小限に抑えるなど、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼす恐れも無いことから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと考えられます。</p>
議長	農用地区域からの除外に係る現地調査について、竹原推進委員から報告をお願いします。
竹原推進委員	番号1の場所は、斗内地区にある澤田橋から広域農道方面へ800メートル程行ったところにある農地で、地域の携帯電話サービスの品質向上のため基地局を新設したいとのことでした。携帯電話基地局の新設は公益性が高いため申請地選定はやむを得ないものと見て参りました。

議長 ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。  
これより議案第22号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することとして、町長に意見書を送付いたします。

議長 ここで、追加提出議案がありますので、議案書の配付のため、暫時休憩いたします。

【議案書配付】

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 お諮りします。追加提出議案について、本日の議事日程に追加することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第23号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長 それでは、追加日程第1 議案第23号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第23号を議案書をもとに朗読】

事務局長 本件は、農地法第4条による許可申請であり、自己所有の農地に太陽光パネルを設置しようとするものです。立地条件に関し、県との調整に時間を要したことから追加議案となったものです。  
申請人は会社勤めをしており、労働力不足で耕作できずにいる申請地を活用して売電事業を行うものです。本件については、既に経済産業省から発電設備に係る承認書を取得しているほか、電力会社との売電契約に係る申込みも済ませ、回答書も取得しております。また、申請地は土地改良区及び水利組合の区域外となっているものです。立地条件としては、県担当課と協議の結果、第2種農地と判断されたところです。申請人としては、電柱等の送電施設も近いとため申請地を最適地として選択したとのこと。一般基準では、事業資金に関する書類の提出がある他、面積的にも自己所有地内での計画となっており問題は無いと思われま。

議長 農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、湊推進委員から報告をお願いします。

湊推進委員

5月9日午前9時から、私と工藤推進委員及び事務局とで現地調査を行いました。  
番号1の場所は、営農センターから田子方面へ300メートルほど行ったところにある土地です。申請人は、相続した時から作付けを依頼していたが、昨年度返却され、放棄地とするよりは活用した方が良くと考え、太陽光パネルを設置するため所有農地を転用したいとのことでした。現地調査の結果、申請面積は適正であり、境は畔もあり境界がはっきりとしているため問題は無く、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

照井委員

周辺の畑への影響は無いものでしょうか。周りの承諾とかはどうなのでしょう。

梅田会長

隣接農地は道路を挟んでリンゴ園、反対側はピーマン等をやっていて、構造物も果樹園よりも高くないですし、日照に関しては問題無いかと思われま

事務局長

業者も立地条件の関係で直接県庁へ行った際に、日照に関してはパネルの向き等を調整して影響ないようにとの指導を受けたようでありま

武士沢推進委員

専門では無いけれども、ソーラーが来れば電磁波なのか何なのか定かではないけれども、周辺作物の生育が悪くなるという話を聞いたことがあるのですが。

松原委員

影響が無いから申請したのだと思います。周辺へも業者から話をしているでしょう。

梅田会長

その辺の影響があるかどうかは分かりませんが、日照的にはさほど影響無いと思います。

山下正一委員

農業委員会がそこまで介入する訳にはいかないと思います。隣接にも説明してると思いますが、そういった影響あるかどうかは分かりませんが、影響あった場合は業者が補償するでしょうし、農業委員会が直接関係すべき話では無いと思います。

議長

他に質問、ご意見ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第23号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。



これもちまして、平成29年第5回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年5月10日

議長 梅田 晃  
会長 14 番

印

会議録署名者 山田 敏実  
委員 8 番

印

会議録署名者 沼邊 義雄  
委員 9 番

印